

高額な治療を受けるあなたのための 医療費のおはなし

高額療養費制度
ってなに？

制度を利用するには
どうすればいいの？

どうやって申請
すればいいの？

ほかにも利用できる
制度はあるの？



病気になると自分の体のことだけでなく、お金のことも心配になるよね。
でも大丈夫！高額な医療費の支払いを抑えてくれる、高額療養費制度というものがあるんだ。
僕と一緒に制度についてみてみよう！

この先の治療のことも
わかってきたし
とりあえずよかった…

でも、
入院費に薬代も…
これから結構お金がかかるわね

体はもちろん大事だけど
お金も大事…

高額療養費制度は
知っている？

えっ！
それは何？
しゃべった！

どうにか
ならないかしら…

医療費が高額になる場合に、
支払いを一定の金額（自己負担限度額[→P4]）までに
抑えられる制度だよ！

医療費総額

病院や薬局での
負担額(1~3割)

保険給付

自己
負担額

高額療養費
支給額
(対象となる
医療費[→p5])

ここが支給されるのね？

そう！
自己負担限度額は、
年齢や年収によって決まるんだ

支払う金額がここまで抑えられる

※1今後は保険証が廃止されマイナンバーカードの保険証利用を基本とするしくみに移行される予定です
(2024年9月現在。経過措置が設けられています)。マイナンバーカードには保険者の記載はありません。

それで何から
始めればいいのかしら？

保険証

保険証に書かれている
健康保険の保険者[→p5]に
申請しよう^{※1}！

事前申請[→p6]しておけば、
病院や薬局で支払うのが
自己負担限度額だけで済むよ！

それと、申請を忘れてしまっても
事後申請[→p6]ができるからね！^{※2}

事前
申請

事後
申請

ちなみに…

マイナンバーカードを利用できる
医療機関なら、申請しなくても
制度が利用できるんだ

少し安心できたけど…
医療費以外にも
お金がかかりそうよね…

ほかにも
利用できる制度[→p7]
があるよ！

独自の制度もあるから、
保険者に問い合わせしてみて！

助かるわ…！
ただ…

※2 診療を受けた月の翌月の初日から2年間まで申請できます。

保険者にいきなり電話して、うまく話したり、言われたことを理解できるかどうか…

心配だわ…

それなら大丈夫！
まずは相談窓口[→p8]に聞いてみて！

お金のこともなんでも、
不安なことは話してみよう！

そうなのね…
早速聞いてみるわ！

自己負担限度額はどのくらい？

自己負担限度額は、年齢(70歳以上か否か)や年収によって決まるため、人によって異なります。
厚生労働省のホームページでは、年齢や年収ごとの限度額の計算方法を確認することができます。
また、保険者のホームページ等で公開されているシミュレーションツールにより、具体的な額の目安を知ることができます。
自己負担限度額をさらに低減する次のような制度もあります。



高額療養費制度を利用される皆さまへ
厚生労働省保険局

多数回該当

過去12ヵ月以内に3回以上自己負担限度額に達した場合、4回目以降は「多数回該当」になって自己負担限度額が引下げられます。



世帯合算

個人では限度額に満たなくても、同一世帯内で自己負担額を合算して限度額を超えれば高額療養費制度を利用できます。
ただし、世帯合算を行うためには、同じ公的医療保険に加入する必要があります。



制度の対象となる費用は？

医療機関等で毎月支払った医療費が制度の対象となります。

高額療養費制度の対象となる医療費

保険適用される診療に対し支払った医療費や院外処方費で支払った費用
(医療機関が発行した処方箋により薬を受け取った場合の薬代)

対象とならない医療費

- 保険適用外の医療費
- 入院時の食費
- 差額ベッド代^{※1}
- 居住費、交通費等^{※2}

※1 患者さんの希望により通常よりも条件の良い部屋のベッドを利用した場合に請求される差額費用
※2 医療費控除の対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署に相談してください。

保険者(申請先)は？

保険証で加入先の保険者(申請先)を確認できます。
なお、マイナンバーカードを保険証として利用しており、限度額情報の提供に同意した方は、申請する必要はありません。
加入する保険によって申請法が異なるので、保険者に問い合わせましょう。
国民健康保険の場合は、お住まいの市区町村の国民健康保険担当窓口でご確認ください。

保険

健康保険
船員保険
共済組合

保険者(申請先)

全国健康保険協会
健康保険組合
共済組合



国民健康保険
後期高齢者医療制度

市(区)町村
後期高齢者医療広域連合



具体的な自己負担限度額、
対象となる費用などは
相談窓口[→p8]で
聞いてみましょう。





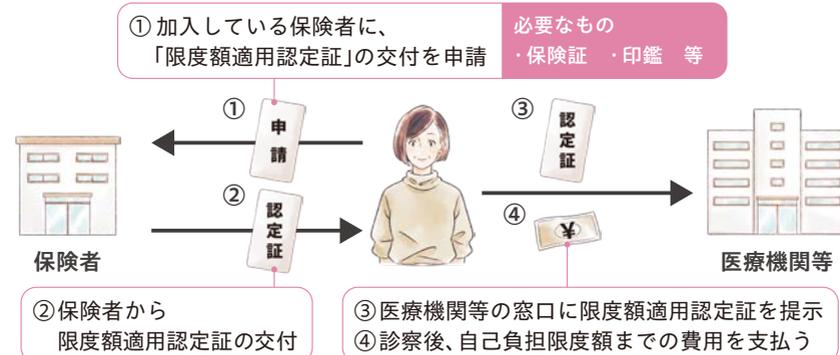
事前申請、事後申請とは？



申請には事前申請、事後申請の2種類があり、そのどちらか一方を行うことで、給付されます。2つの違いは申請のタイミングですが、医療費の一時的な立て替えが不要な事前申請がおすすめです。マイナンバーカードを利用できる医療機関・薬局では、受診時の同意があれば、申請が必要ない場合があります。

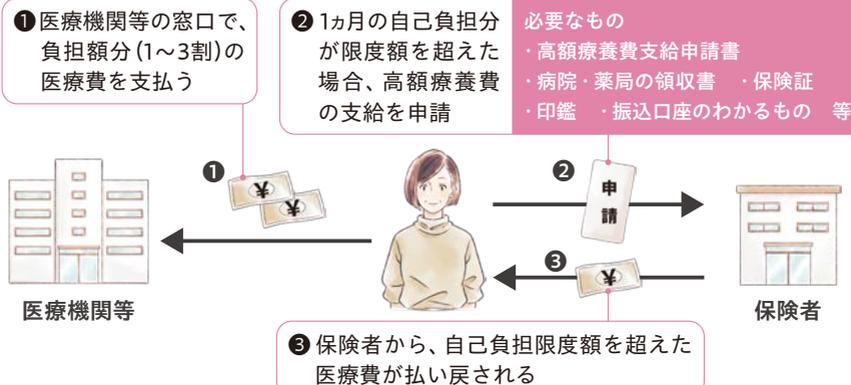
事前申請

医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、事前申請により「限度額適用認定証」を入手し(申請後、1週間程度で認定証が届きます)、受診時に医療機関等の窓口で提示すると、支払いを自己負担限度額までにとどめ、高額な医療費を一時的に立て替える必要がなくなります。



事後申請

事後申請では保険者による審査が必要なため、払い戻しまでに3ヵ月ほど時間を要します。



利用できるほかの制度(高額医療費貸付制度、医療費控除)とは？



高額医療費貸付制度や医療費控除があります。

高額医療費貸付制度

医療機関の窓口で、支払う医療費に充てる資金を無利子で借りられる制度です。貸付額は加入している公的医療保険によって異なります。

医療費控除

生計を共にする家族の医療費が一定の金額を超えた場合、確定申告をすることで税金の一部が還付される場合があります。詳細は最寄りの税務署に相談してください。

これらのほかにも、それぞれの公的医療保険独自の制度がある場合もありますので、保険者、または相談窓口にお問い合わせみましょう。

具体的な申請法、利用できる制度については相談窓口[→p8]で聞いてみましょう。





どこに相談すればいいの？



次のような相談窓口があります。医療費制度のことだけでなく、ほかにも心配なこと、気になることがあったら、ひとりで抱え込まずに相談してみましょう。

がん相談支援センター

全国のがん診療連携拠点病院などに設置されている相談窓口です。患者さんだけでなく、ご家族、他院の患者さんでも無料でご利用いただけます。がん専門相談員として研修を受けた看護師やソーシャルワーカー、心理士が在籍しており、がんに関するあらゆる質問や相談をすることができます。

病院の相談窓口など

名称は様々ですが、多くの場合病院では、診療内容だけでなく、医療費制度についても相談できる相談窓口が設置されています。相談窓口がわからない場合は、主治医や看護師に聞いてみましょう。

医療ソーシャルワーカー

医療ソーシャルワーカーは、「ソーシャルワーカー室」「医療福祉相談室」「総合相談室」「患者支援センター」「地域連携室」等に所属する専門職です。多くの病院や診療所で、医療費だけでなく、療養中の様々な困りごとや心配ごとについて相談することができます。

相談内容の例

- 制度の申請方法は？
- 制度の利用で自己負担額はいくらになるの？
- この先病気で働けなくなったらどうしよう？
- 病気のことを周りにどうやって打ち明けよう？

